

## 6 特別用途地区

特別用途地区とは、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一律な用途の制限を修正するものです。

市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

### (1) 特別工業地区

特別工業地区は、都市計画法に定められた特別用途地区のひとつで、公害の防止と住環境の保護を目的として指定された地区です。

周南市では、市内の準工業地域のうち、住宅の混在率の高い地域を特別工業地区に指定し、「周南市特別用途地区建築規制条例」において、地区内の工場等の用途制限を定めています。

周南都市計画（新南陽地域）

種 類	特別工業地区
決定年月日	
昭和 48 年 12 月 25 日 市告示第 37 号	約 106ha
平成 7 年 12 月 26 日 市告示第 38 号	約 137ha
平成 24 年 3 月 30 日 市告示第 60 号	約 138ha

周南東都市計画（熊毛地域）

種 類	特別工業地区
決定年月日	
昭和 55 年 5 月 30 日 町告示第 47 号	約 11ha
平成 8 年 4 月 1 日 町告示第 30 号	約 46ha
平成 24 年 3 月 30 日 市告示第 51 号	約 46ha

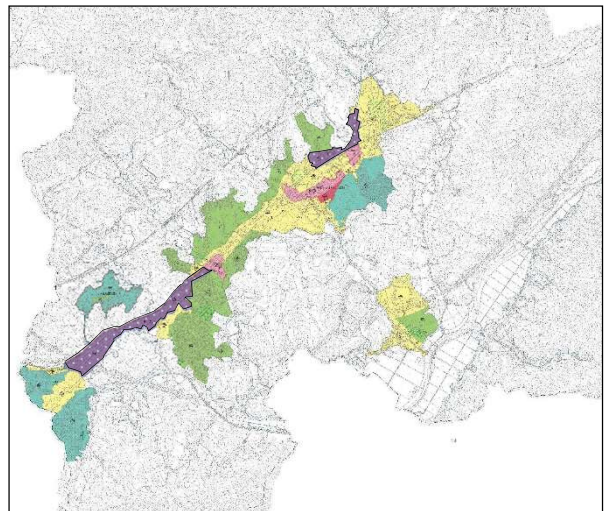
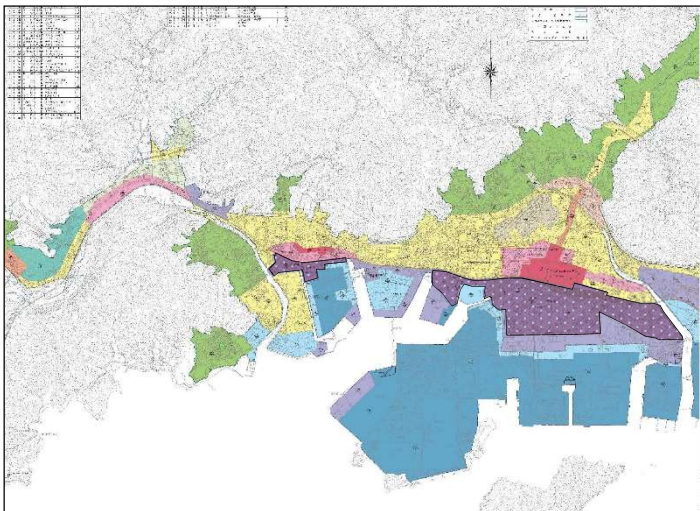
※H24. 3. 30 の変更は名称変更によるもの


周南都市計画  
特別工業地区の適用区域

椎木町、道源町、花園町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、古市二丁目及び浜田一丁目の全部並びに清水二丁目、三笹町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、古市一丁目、福川南町、新地町、西榊町及び社地町の一部

周南東都市計画  
特別工業地区の適用区域

大字呼坂、大字樋口、大字原及び大字大河内の一部



 特別工業地区

※ 図面の表示位置は概ねです。

## (2) 周南緑地広域スポーツ拠点地区

周南緑地は、産業公害から市街地の環境を保全するための緩衝緑地として昭和43年に都市計画決定され、現在87.7ヘクタールが供用されており、臨海工場地と市街地を分離する貴重な緑地であるとともに、多様なスポーツ施設の集積により、山口県東部の広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点となっています。

周南緑地広域スポーツ拠点地区は、この周南緑地において、利用者の利便性向上やスポーツ振興を図るため、周辺の住環境を害することのないスポーツ施設や公園施設等を建築可能とする用途の緩和を行う地区として、平成19年に都市計画決定されています。

平成29年には周南緑地のメインエントランス整備に伴い、周南緑地広域スポーツ拠点地区の区域の変更を行っています。

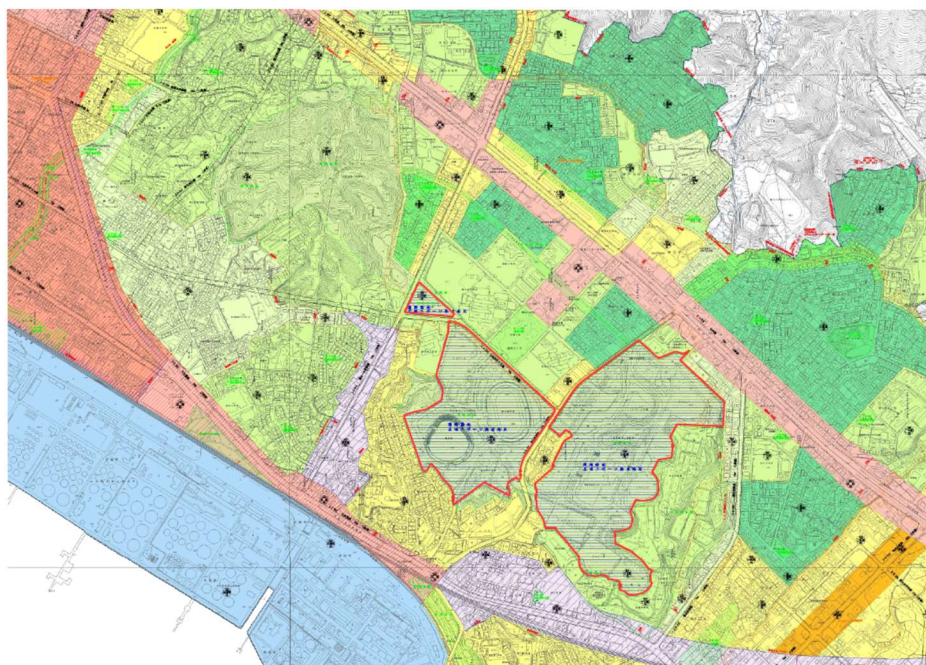
周南市（周南都市計画）

種 類 決定年月日	周南緑地広域スポーツ 拠点地区
平成19年3月27日 周南市告示第49号	約48ha
平成24年6月29日 周南市告示第129号	約50ha
平成29年3月31日 周南市告示第32号	約50ha

※周南緑地広域スポーツ拠点地区内における  
建築物の制限の緩和に関する条例

H19.7.10 施行

H29.6.19 一部改正



周南緑地広域スポーツ拠点地区

### (3) 大規模集客施設制限地区

人口減少・超高齢化社会を迎えるなか、中心市街地の活性化を効果的に進めるとともに、都市機能が集積した持続可能な都市づくりを目指すため、準工業地域を対象に大規模集客施設制限地区の指定を行っています。

#### 「大規模集客施設とは」

建築基準法別表第2(か)に掲げる建築物及び建築基準法施行令第130条の8の2第2項で定める建築物ですが、具体的には以下のような建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものです。

規制対象	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類するもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、車券売場若しくは勝舟投票券発売所（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）
規制対象外	ホテル、旅館、病院、学校、図書館、博物館、美術館、事務所 等

周南都市計画（徳山地域・新南陽地域）

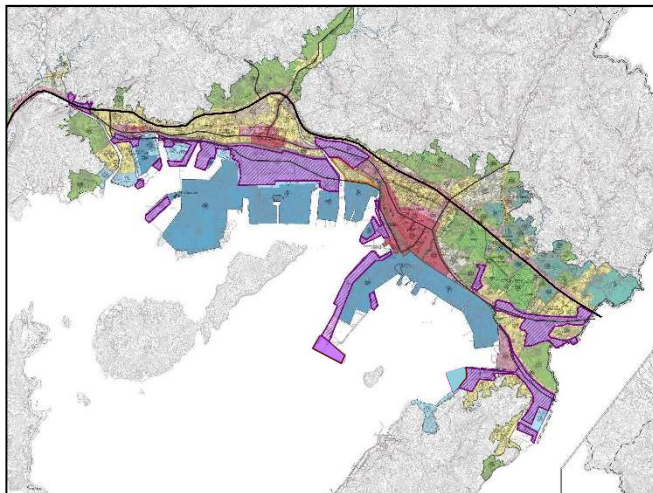
種 類	大規模集客施設制限地区
決定年月日	
平成23年4月1日 市告示第65号	約553ha
平成24年3月30日 市告示第59号	約560ha

周南東都市計画（熊毛地域）

種 類	大規模集客施設制限地区
決定年月日	
平成23年4月1日 市告示第66号	約46ha
平成24年3月30日 市告示第51号	約46ha

周南都市計画  
大規模集客施設制限地区の適用区域

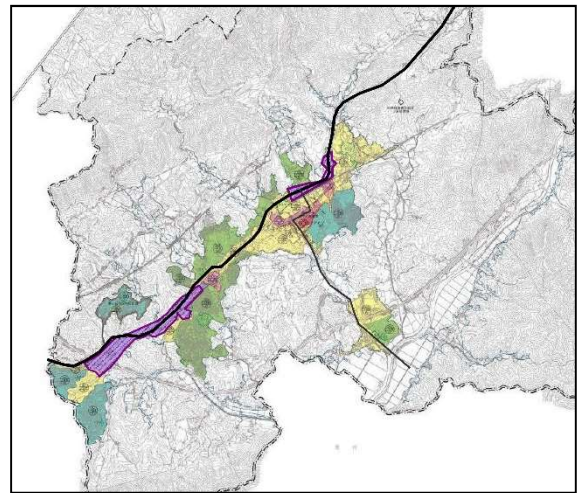
椎木町、道源町、花園町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、古市二丁目、浜田一丁目、温田二丁目、三笹町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、西千代田町、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目及び入船町の全部並びに大字夜市、若山一丁目、若山二丁目、大字福川、港町、新田二丁目、小川屋町、開成町、臨海町、清水二丁目、古市一丁目、福川南町、新地町、西榊町、川崎三丁目、社地町、徳山港町、築港町、晴海町、遠石一丁目、遠石二丁目、上遠石町、五月町、横浜町、大字久米、大字徳山、桜木三丁目、大字櫛ヶ浜、鼓海一丁目、鼓海二丁目及び大字栗屋の一部



大規模集客施設制限地区

周南東都市計画  
大規模集客施設制限地区の適用区域

大字呼坂、大字樋口、大字原及び大字大河内の一部



※ 図面の表示位置は概ねです。